

第 9 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年9月15日(木) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1 小澤 哲男 ・ 2 川邊 千秋 ・ 3 下井 弘 ・ 4 田村 明
5 若林 卓哉 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人
11 清水 喜代己 ・ 12 平松 崇己 ・ 13 横山 光次 ・ 19 太田 義政
21 坂野 大徹 ・ 23 水谷 隆

以上14名

欠席委員

出席部会員外委員

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 芸濃：長谷川担当主幹
美里：谷川担当主幹 安濃：横井担当副主幹

議事録署名者 23 水谷 隆 ・ 1 小澤 哲男

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 第9回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席はございません。出席委員14名でございます。
各委員が発言する場合はマスク着用のまま発言をお願いします。
議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。
23番 水谷 隆委員、1番 小澤 哲男委員、よろしくお願いいたします。
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第3号に入ります。
事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページから5ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から11で、件数は11件、面積は35,730.00㎡で、すべて田でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

6ページから16ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から15で、合計件数は15件、合計面積は83,395.00㎡で、その内訳は田が63,822.00㎡、畑が19,063.00㎡でその他が510㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

17ページから18ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1、雨水排水路用地
番号2、宅地造成用地
番号3、資材置場用地
番号4、駐車場用地
番号5、一般個人住宅用地
番号6、建売（分譲）住宅用地
番号7、資材置場用地
番号8から番号10、集合住宅用地
以上、件数は10件、面積は7,411.00㎡で、その内訳は田が6,170.00㎡、畑で1,241.00㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしくお願いいたします。
- 議 長 それでは議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、事務局の説明

をお願いします。

事務局 それでは、19ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について、でございます。
番号1、地区 草生、申請地 安濃町草生小婦化____、登記地目・現況
地目とも田、面積 1,315㎡、受人 ____、渡人 ____。
取消し理由は譲受人変更のためです。
以上、件数は1件、面積は1,315㎡で、田でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番、横山です。別に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 分かりました。
番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号について許可することに決定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページから21ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、
でございます。

番号1、地区 安東、申請地 納所町東浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 313㎡のうち172㎡、受人 ____、面積 4,994㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 大里、申請地 大里睦合町西垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 466㎡、受人 ____、面積 7,282㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水____、登記地目・現況地目とも畑、面積 502㎡、受人 ____、面積 104,751.18㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,064㎡ 外1筆、合計面積 1,625㎡、受人 ____、面積 104,751.18㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水____、登記地目・現況地目とも畑、面積 492㎡ 外1筆、合計面積 997㎡、受人 ____、面積 104,751.18㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 神戸、申請地 神戸品田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,490㎡、受人 ____、面積 13,133.61㎡、渡人 ____ 外1名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号7、地区 櫛形、申請地 殿村大垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,248㎡、受人 ____、面積 1,123,376㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 上野、申請地 河芸町西千里池ノ下____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 549㎡ 外1筆、合計面積 1,269㎡、受人 ____、面積 26,072.18㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

番号9、地区 草生、申請地 安濃町草生小婦化____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,315㎡、受人 ____、面積 11,201㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は兼業による営農縮小のためです。

以上、件数は9件、合計面積は9,084㎡、このうち田が6,947㎡、畑が2,137㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番、川邊でございます。この案件につきましては、7月に許可申請が上がりまして、事務局、そして私、そして4人の地元推進委員が現地を確認しまして、そのとき許可したわけで、これだったらええやないかということで了解を

したわけでございます。その後、取下げを経て、今回、新たに上がってきた案件で、昨日、現地を見に行きました。そして地元推進委員と話をさせていただきまして、何も問題ないということに相なったわけでございます。

しかしながら、隣家が集落の真ん中でございまして、草刈り後の草がそのままになっておりまして、田んぼに火がつくと火災が発生するような状況でございますので、許可するに当たりましては、事務局から相手へ、後の管理を十分徹底するように、それだけは付け加えてくれという地元推進委員の話もございまして、よろしくお願いします。あとは問題ございません。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
番号2、地区 大里、お願いします。

若林委員 5番、若林です。地元推進委員さんと9月9日に現地確認させてもらいましたが、地元委員も問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号3から5まで、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。3番、4番、5番ですが、9月9日、これも現地確認を地元推進委員さん3人と確認させてもらいましたが、問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号6と7、地区 神戸と櫛形、お願いします。

小澤委員 1番、小澤です。6番の案件に関しましては、若い方に譲渡されるということで問題はないと思います。
7番に関しましても、地元にいないので、担い手さんに任せるということで問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号8、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。別にこれ問題ないということで、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号9、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番、横山です。事務局並びに地元推進委員さんの方と現地確認させていただきました。別に問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号1から番号9について、地元委員さんから異議がない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号について許可することに決定をいたします。 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	22ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 大里、申請地 大里睦合町西垣内、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 396㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 昭和47年に住宅を建設した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、面積は396㎡で、畑でございます。 この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 大里、お願いします。
若林委員	5番、若林です。9月9日、地元推進委員さんと現地確認させてもらいましたが、問題ないということでよろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございます。 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	23ページから25ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 藤水、申請地 垂水小半分____、登記地目・現況地目とも畑、面積 171㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を進入路及び資材置場用地とするものです。既に一部を着工してしまった旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町犬塚____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を車両及び資材置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、申請地 納所町東浦____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 313㎡のうち141㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、申請地 大里睦合町西垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 386㎡ 外3筆、合計面積 1,072㎡、受人____、渡人____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は412.59㎡、パネルの設置率は44.99%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大里、申請地 大里睦合町北石橋____、登記地目・現況地目とも畑、面積 349㎡ 外1筆、合計面積 498㎡、受人____ 外1名、渡人____。

これにつきましては、申請地を分家住宅用地とするものです。

許可証の交付につきましては、都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大里、申請地 大里睦合町北石橋____、登記地目・現況地目とも畑、面積 5.62㎡ 外2筆、合計面積 451.62㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を受人が代表を務める飲食店の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高野尾、申請地 高野尾町西南野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 482㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 安西、申請地 芸濃町小野平柳原____、登記地目・現況地目とも田、面積 254㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 安濃、申請地 安濃町曾根前____、登記地目・現況地目とも田、面積 381㎡ 外1筆、合計面積 892㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を隣接するコンビニエンスストアの駐車場用地とするものです。

許可証の交付につきましては、開発指導要綱との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 安濃、申請地 安濃町内多堀河部____、登記地目・現況地目とも畑、面積 264㎡ 外1筆、合計面積 931㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場及び駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 明合、申請地 安濃町栗加西浦____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 449㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を事務所、倉庫及び資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明合、申請地 安濃町東観音寺北浦____、登記地目・現況地目とも田、面積 266㎡ 外3筆、合計面積 438㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 草生、申請地 安濃町草生藏垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積40㎡ 外3筆、合計面積 470㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を受人が運営する寺院の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は7,260.62㎡、このうち田が3,044㎡、畑が4,216.62㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 藤水と番号2、地区 高茶屋、お願いします。

下井委員	3番、下井です。この点につきましては、先般、関係者と現地確認しまして、問題なしと判断しました。 以上、よろしくお願いします。
議 長	分かりました。 番号3、地区 安東、お願いします。
川邊委員	2番、川邊でございます。この案件につきましても、先ほど話しました議案2号の1と同じように、7月に事務局、また地元推進委員が一応確認した土地でございまして、あと二転三転した場所でございますが、昨日も一応適正化推進委員と確認に行きました。問題ございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	分かりました。 番号4から6、地区 大里、お願いします。
若林委員	5番、若林です。4番の太陽光ですが、ちょっと傾斜があることで、雨水も自然排水ということで、下側に畑を耕作している方があるので、今日びよく雨が降るので、土盛りをして、そちらのほうに水が流れないようにしてもらう旨を伝えて、それを承諾してもらったので、許可してもらって大丈夫と思います。 9月9日に、ほか5番、6番、大里、地元推進委員の方と確認しました。問題ないということで、お願いします。
議 長	ありがとうございます。 続いて番号7、地区 高野尾、お願いします。
若林委員	5番、若林です。7番の宅地用地、これも地元推進員の方と9月9日、3人で確認させてもらいましたが、問題ないということでよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 続いて番号8、地区 安西、お願いします。
田中委員	10番、田中です。確認に行ってみりました。登記の地も田となっておりまして、それはよろしいのですが、現況地目が田にもなっておりますが、田の形跡が全くありませんので、これ以外のものを含めて畑地だと思っております。 もうお隣も家が建っておりまして、そういう面では問題ないと地元の委員さんたちとも判断いたしましたので、よろしくお願いします。
議 長	了解しました。 現況は田って書いてあります、畑になっていますか。
田中委員	現況はもう畑。
議 長	そうですか。

田中委員 全くもう田の形跡はありやしません。

議 長 分かりました。
番号 9、地区 安濃、それから 10 番、11 番、12 番、明合、お願いします。

平松委員 12 番、平松です。9 番についてはコンビニの隣で、面積も大きくなるということで問題ないと判断しました。
10 番についても、状況から見て問題ないということで判断しました。
11 番についても、住宅地の近くですが、資材置場、倉庫ですので、問題ないということで判断しまして、12 番についても、新しい団地というか、開発された住宅地になってきているところなので、問題ないということで判断しました。
以上、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
次、番号 13、地区 草生、お願いします。

横山委員 13 番、横山です。事務局と地元推進委員さんの方と立ち会いましたが、別に問題ないということでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号 1 から番号 13 について、地元委員さんから異議なしということで発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第 4 号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第 5 号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 26 ページをお願いいたします。
議案第 5 号 非農地証明願について、でございます。

番号 1、地区 栗真、願出者 _____、申請地 栗真小川町西浦 _____、
登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 459 m²。
これにつきましては、令和 4 年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、
申請地には、昭和 47 年に申請者の亡き父が納屋を建築、昭和 55 年にも納屋
を増築し現在に至るとの内容が確認できることから、申請地は農地以外の用に
供され、20 年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第 3
条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差
し支えないものと考えます。

以上、件数は 1 件で、面積は 459 m²、畑でございます。

	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 栗真、お願いします。
坂野委員	21番、坂野です。9月9日に水谷農業委員、それから地元推進委員と現地確認しました。やむを得ないと思いますので、許可をお願いしたいです。 以上です。
議 長	了解です。 番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	分かりました。それでは異議なしと認め、議案第5号について証明をすることに決定をいたします。 次に、別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。 まず、津地区をご覧ください。 田の賃貸借、使用貸借で259,953.31㎡、畑の賃貸借、使用貸借で13,868.56㎡、契約件数は105件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借で9,91㎡、契約件数は1件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借で6,483㎡、畑の賃貸借で6,713㎡、契約件数は4件でございます。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で14,517㎡、契約件数は3件でございます。 美里地区につきましては、田の使用貸借で4,718㎡、契約件数は1件でございます。 香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて285,681.22㎡、畑の集積は、使用貸借、所有権移転を合わせて20,581.56㎡、合計契約件数は114件、合計面積は306,262.78㎡となっております。 次に、認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は津地区49件、安濃地区1件、芸濃地区3件、

美里地区1件で合計54件、合計面積は98,418.30㎡でございます。
なお、認定農業者への集積率は、件数で47.3%、面積で32.1%となっております。
続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明をいたします。
人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、「農地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は1-10-2外99件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しております。
今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件についてご審議をお願いします。
まず、整理番号1-103から1-105についてです。
3番、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議長 続きまして、整理番号5-1についてです。
11番、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
 それでは、議案第6号は全て適正であるということを認め、市長に進達することにいたします。

 以上で、部会に付議されました案件の審議は終了いたしました。
 以上で、第9回第1農地部会を終了いたします。

午前10時38分

上記は、第9回第1農地部会の議事を録したものである。

令和4年9月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____